

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

① 現状分析

- 市全体の人口は平成 20 年 166,345 人、中心市街地の人口は 2,803 人となっており、市全体の人口に占める中心市街地人口の占める割合は 1.7%となっている。市、中心市街地の人口はともに減少傾向にあるが、減少幅が同程度であるため、市全体の人口に占める中心市街地人口の占める割合はほぼ同水準で推移している。
- 市全体の世帯数は平成 20 年 59,934 世帯、中心市街地の人口は 1,220 世帯となっており、市全体の世帯数に占める中心市街地世帯数の占める割合は 2.0%となっている。市全体の世帯数は増加傾向にあるが、中心市街地の世帯数は減少傾向にある。
- 中心市街地において、近年大規模なマンション建設などは行われていない。

② 事業の必要性

中心市街地は道路や下水道などの都市基盤施設が充実していることから、今後における市の厳しい財政状況を踏まえると区域内に定住人口を誘導することが、ストック活用の観点からも財政的な負荷を軽減させることにつながる。

【公営住宅等を整備する事業】

- 中心市街地内の定住人口を確保する必要があることから、同地区内における借上り市営住宅等の整備に努める。

【中心市街地共同住宅供給事業】

- 中心市街地共同住宅供給事業については、現時点では具体的な計画を有しないことから想定しないこととするが、定住人口の確保の必要性から、民間の共同住宅建設に対する支援制度等の周知を図りながら整備の促進に努める。

【その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業】

- 放置されている住宅ストック、低未利用地を有効利用し、定住人口を確保するためにも、民間の住宅整備などに財政的な支援を行う必要がある。

③ フォローアップ

年 1 回、基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 地域優良賃貸住宅（高齢者型）供給促進事業</p> <p>〔内容〕 ○高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業</p> <p>〔実施時期〕 平成22年度</p>	民間	<p>優良な高齢者向け賃貸住宅を整備（34戸）することで、民間開発等の促進を図る。</p> <p>本事業は、拠点施設の利用者数、歩行者・自転車通行量、定住人口に効果のある事業である。</p>	<p>〔支援措置〕 高齢者等居住安定化推進事業</p> <p>〔実施時期〕 平成22年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 地域住宅整備事業</p> <p>〔内容〕 ○第1分庁舎跡地利活用事業</p>	市・民間	<p>庁舎移転後の第1分庁舎跡地については、民間活力を活用した地域優良賃貸住宅（一般型）の建設を誘導する（28戸）。</p> <p>本事業は、拠点施設の利用者数、歩行者・自転車通行量、定住人口に効果のある事業である。</p>	<p>〔支援措置〕</p> <p>〔実施時期〕</p>	

<p>〔実施時期〕 平成25年度～平成26年度</p>				
<p>〔事業名〕 地域優良賃貸住宅（借上げ型）建設促進事業</p> <p>〔内容〕 ○民間による共同住宅供給への助成制度</p> <p>〔実施時期〕 平成25年度以降</p>	<p>民間</p>	<p>民間活力を活用した地域優良住宅（借上げ型）の建設を誘導する（80戸）。 本事業は、拠点施設の利用者数、歩行者・自転車通行量、定住人口に効果のある事業である。</p>	<p>〔支援措置〕</p> <p>〔実施時期〕</p>	